

【文京区】事業承継に伴う新たな設備にかかる費用を補助します!

小規模企業者事業承継設備投資補助

区内小規模企業者が事業承継を行うにあたり、経営基盤の強化等に必要な設備の導入や更新に要する経費の一部を補助します。

対象者

- ①中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- ②申請日において、区内で10年以上同一事業を営み、概ね3年以内に事業承継を行い、引き続き区内で事業を継続する予定であること。
- ③国、東京都、公社その他の団体が実施する同種の補助金を受けていないこと。
- ④申請日までに納付すべき住民税(法人の場合は法人住民税)及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税)を完納していること。

補助対象経費

事業を継続していくうえで、必要不可欠かつ経営基盤を強化する単価50万円以上の設備のうち、以下のものを補助対象経費とする。

- ①設備の購入に係る経費(当該設備の設置又は運搬に要する経費を含む。)
- ②設備の更新に伴う既存設備の撤去に係る経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の3分の2以内の額

補助限度額 100万円(千円未満切捨て)

申請受付期間(予定)

2025年4月1日(火)から2026年3月31日(火)まで

※申請手順や必要書類等については、下記お問い合わせ、もしくはHPを参照ください。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係(文京シビックセンター地下2階)

☎ 03-5803-1173

Eメール b201000@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007798.html>



【文京区】中小企業の企業力向上を支援します!**持続可能性向上支援補助金(生産性向上設備)**

区内中小企業の企業力向上を図るため、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を作成し、先端設備の取得等に要する経費の一部を補助します。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

①機械装置 ②器具備品 ③工具 ④ソフトウェア ⑤建物付属設備

※PC、タブレット、事務用ソフトウェア、プリンタ等の汎用性があるものは対象外となります。

補助条件

中小企業等経営強化法に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、文京区の認定を受けていること。

補助内容

設備設置費用の3分の2かつ上限50万円

（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）

※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円

募集期間

上半期：令和7年 4月7日（月）午前9時より先着順

下半期：令和7年10月1日（水）午前9時より先着順

※予算額に達し次第、受付を終了します

その他

先端設備等導入計画について



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005131.html>

➤先端設備等導入計画（文京区HP）

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005132.html>

➤生産性向上設備（文京区HP）

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】中小企業の企業力向上を支援します！

持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）

区内中小企業の企業力向上を図るため、省エネルギーを目的とした設備の設置に要する経費の一部を補助します。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

- ①空調設備 ②換気設備 ③照明設備 ④受変電設備 ⑤衛生設備
⑥ボイラー設備 ⑦太陽光・風力その他の再生可能エネルギー設備

補助条件

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する「省エネ診断」、または、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診していること。

※補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、いずれの診断も不要

※照明設備について蛍光灯等の照明設備から新規にLED化する場合に限る。LED照明からLED照明へ入替は対象外。

※導入する設備が文京区内の事業所に設置されること

補助内容

- ① 設備設置費用の3分の2かつ上限50万円
（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）
※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円
- ② 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診した場合は、B診断の経費を上限に省エネ最適化診断に要した費用

募集期間

第1回受付（15枠）：令和7年 4月7日（月）午前9時抽選

第2回受付（15枠受付予定）：令和7年 8月5日（火）午前9時抽選

第3回受付（10枠受付予定）：令和7年12月9日（火）午前9時抽選

※各回受付初日の午前9時時点で受付上限件数に達しない場合は、順番に受付いたします。

※補助金申請のための午前8時30分よりも前の来庁はお控えください。

※受付件数は予算状況によって変動いたします。

お問い合わせ先

省エネ診断に関するお問い合わせ先

➤東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） <https://www.tokyo-co2down.jp/>

➤一般財団法人省エネルギーセンター <https://www.shindan-net.jp/>

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005130.html>

➤省エネ設備（文京区HP）

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】各種 ISO・P マーク等の取得更新経費の一部を補助します!

各種認証取得費等補助

区内中小企業者の海外進出及び経営基盤の強化を図ることを目的として各種認証を取得・更新する際の経費の一部を補助します。

対象者

※下記の全てを満たすことが必要です。

文京区内中小企業者

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。
- ② 区内に主たる事業所(法人事業者は本店登記も)を有し、かつ、補助金の交付を申請する日において引き続き区内で1年以上事業を営んでいる者であること。
- ③ 申請日までに納付すべき住民税(法人の場合は法人都民税)及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税)を完納している者であること。

補助対象事業

下記の認証取得に係る経費の一部を補助します。

- ・ ISO9000 シリーズ、ISO13485、ISO14000 シリーズ、ISO22301、ISO27000 シリーズ、ISO50001、CE マーク、FDA 認証、NMPA 認証、MFDS 認証、エコアクション 21 認証、エコステージ認証(ステージ2以上)、P マークの取得
- ・ 上記 ISO の更新 ※サーベイランス(維持審査)は対象外です。
- ・ P マークの更新

補助内容

下記の費用に対して補助いたします。

補助対象経費	コンサルタント委託費、審査登録費用
助成内容	各種ISO、CEマーク、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、エコアクション21認証、エコステージ認証(ステージ2以上)の取得に要する経費 補助率1/3(上限50万円)
	各種ISOの更新、Pマークの取得に要する経費 補助率1/3(上限30万円)
	Pマークの更新 補助率1/3(上限20万円)
補助対象	各種認証の取得 2025年4月1日～2027年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費
	各種ISO、Pマークの更新 2025年4月1日～2026年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費

申請期間

2025年4月1日(火)から随時受付(先着順)

※補助金は事前申請制です。予算額に達し次第、受付は終了します。

申請書類

下記の必要書類を揃え、文京区経済課へご提出ください。

【必要書類】

- ① 各種認証取得費等補助対象者認定申請書
- ② 各種認証取得費等補助金事業計画書
- ③ 各種認証取得費等補助金収支計画書・支出明細書
- ④ 前年度の住民税及び事業税(個人事業主で事業税が非課税の場合は所得税)の納税証明書原本
- ⑤ 法人登記簿謄本<※発行日から3か月を経過していないもの>
- ⑥ 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ⑦ 委託契約書の写し(コンサルタントに委託する場合)
- ⑧ 各種ISO、Pマークの更新前の登録証の写し(更新に係る申請の場合に限る)
- ⑨ 会社案内など事業の内容が分かる書類

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係(文京シビックセンター地下2階)
☎ 03-5803-1173 Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005133.html>



【文京区】展示会の出展時にはぜひご検討ください!

展示会等出展費用補助

異業種交流、市場開拓または販路拡大を目的として、2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)に開催する国内外の見本市、展示会に区内中小企業者等が出展する際にかかる出展料の一部を補助します。

対象者

※以下のいずれかに該当することが必要です。

※①②ともに申請日において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいること

①文京区内中小企業者

※区内に、登記上の本店所在地(法人)、主たる事業所(個人事業主)があること

②文京区内中小企業者で組織された団体

補助対象経費

ア 国内展示会等の出展料の2分の1(上限10万円)

イ 国外展示会等の出展料、現地通訳費、輸送費の2分の1(上限30万円)

ウ オンライン(国内)展示会等の出展料の2分の1(上限10万円)

エ オンライン(国外)展示会等の出展料の2分の1(上限30万円)

※オンライン展示会の場合、主催団体の運営事務局の所在地をもって国内・国外を判断します。

※同一事業で他の行政機関による補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の場合は対象外

※本補助金の申請者が主催(共催を含む)する展示会等に出展する事業は対象外

※物産展・即売会など商品の販売を行う場合や、美術・芸術作品の展示会等に出展する場合は対象外

申請期間

2025年4月1日(火)から随時受付(先着順)

※予算額に達し次第、受付終了 ※1年度で申請できるのは、1事業所1展示会まで

申請書類

①展示会等出展費用補助金交付申請書 ②事業計画・収支計画書

③納税証明書 ※発行日から3か月を経過していないもの。完納していること。

法人	個人事業主
・法人都民税 ・法人事業税	・個人住民税 ・個人事業税 (個人事業税が非課税である場合は、所得税)

④法人登記簿謄本 ※発行日から3か月を経過していないもの

⑤出展申込書(写し)及び出展が確定していることが分かる書類(写し)

⑥展示会等の概要が書かれたパンフレット等

⑦各種費用明細(国外において開催される展示会等の場合)

⑧訳文(添付書類が外国語で作成されている場合)

※申請は、展示会出展の申込後、**展示会開催日の約1か月前まで**に行ってください。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係(文京シビックセンター地下2階)

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005134.html>



【文京区】新製品・新技術等の開発にかかる費用を補助します！

イノベーション創出支援事業

区内中小企業者及び大学発ベンチャー企業が取り組む、新製品・新技術等の開発について、事業に要する経費の一部を補助します。（補助対象者は審査の上決定します。）
加えて、上記開発に合わせて行う知的財産権の出願に係る経費の一部を補助します。

対象者

文京区内中小企業者及び大学発ベンチャー企業で、下記のすべてに該当する事業者

- ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者または法人事業者であること。
- ②区内に本店登記（個人事業者の場合は主たる事業所）があること。
- ③引き続き1年以上事業を営んでいること（大学発ベンチャー企業を除く）。
- ④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
- ⑤区または他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

補助対象事業

- ①AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入により Society5.0 の実現を推進する事業
 - ②AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入により印刷業、製本業、出版業、医療機器製造業、旅館業等の地域産業を活性化する事業
 - ③エネルギーの省エネ・蓄エネ・需給調整、電化、電池等の導入により GX の実現を推進する事業
 - ④感染症の検査、診断その他感染症の拡大防止に係る事業
- ※以下のものは対象外です。

1 薬品（医薬品、農薬品） 2 口に入れるもの 3 化粧品など肌に塗るもの

補助対象経費

2025年4月1日から2027年2月28日までの間に支出した経費のうち、以下に該当する経費

- ①新製品・新技術等の開発に係る経費（補助率3分の2かつ上限200万円）
- ②知的財産権の出願に係る経費（補助率3分の2かつ上限30万円）

申請期間

2025年7月1日（火）から8月29日（金）まで

※申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005135.html>



【文京区】区内中小企業者の知的財産権の取得を支援します!

知的財産権取得費補助

区内中小企業者を対象に知的財産権を取得する際にかかる経費の一部を最大30万円まで補助します。知的財産権の取得の際は、是非ご活用ください。

対象者 ※下記の全てを満たすことが必要です。

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ② 申請日において、区内に本店登記（個人事業者の場合は主たる事業所）があり、引き続き区内で1年以上事業を営んでいること。
- ③ 申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
- ④ 同一年度内にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 同一の出願について、国、他の地方自治体等から助成金等の交付を受けておらず、また受ける予定がないこと。

※同一の申請者による本補助金の申請は、1年度につき1回限りです。

※同一の出願に係る本補助金の申請は、年度に関わらず1回限りです。

対象となる知的財産権

・特許権 ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権

※出願日から2年以内にご申請ください。

※国内の出願に限ります。

補助対象経費

- ① 出願料
- ② 出願審査請求料または技術評価請求料
- ③ 特許料または登録料
- ④ 知的財産権の出願および取得に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合は、弁理士または弁護士に対する報酬
- ⑤ 先行技術調査に係る経費（特許権の取得に限る）
- ⑥ その他、製品および技術の権利保護に直接的な関連性が認められる経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の3分の2以内の額（上限30万円）

※千円未満切捨て

申請受付期間

2025年4月1日（火）から随時受付（予算額に達し次第、受付を終了いたします。）

※出願日から2年以内にご申請ください。

申請書類

- ① 知的財産権取得費補助金交付申請書
 - ② 知的財産権取得費補助金事業報告書
 - ③ 前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）の納税証明書原本（発行日から3か月以内のもの）
 - ④ 法人登記簿謄本原本（発行日から3か月以内のもの）
 - ⑤ 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び当該経費を支払ったことが確認できる書類
 - ⑥ 出願書類の写し及び出願が受理されたことが確認できる書類
 - ⑦ 知的財産権を取得した場合は、取得したことが確認できる書類
- 東京都の知的財産権に関する支援は34ページへ

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005128.html>



【文京区】従業員を対象としたリスキリングを支援します！

中小企業人材強化支援事業補助

区内中小企業の事業拡大やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けて、自社の従業員を対象とした「リスキリング※」に取り組む場合に、講座等の受講や資格の取得に係る経費の一部を補助します。

※リスキリング（職業能力の再開発）… 今後の事業戦略や将来像を基に、中小企業者が事業活動の拡大や組織の変革に必要な職業能力を従業員に習得させること。

対象者

文京区内中小企業者

- ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、法人又は個人事業者であること。
- ②区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の認定を申請する日において、引き続き区内で1年以上事業を営んでいること。
- ③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。

補助対象事業

【補 助 条 件】 自社の従業員に、①企業の事業活動の拡大、又は②DXの実現に資する講座等を受講させたり、資格を取得させる事業であること。

【補助対象経費】 教育課程・講座・講習等の受講料、資格試験の受験料等

【補 助 率】 2分の1（1社当たり上限10万円）

申請期間

2025年4月1日（火）から随時受付（先着順）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005129.html>



【文京区】区内スタートアップを支援します!

スタートアップ支援事業

区内スタートアップを対象に、事務所等の家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助

事務所等の月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談

中小企業診断士を3年間無料で派遣します。（計10回以内）

対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下の要件の全てを満たす者（ただし、大学の創業支援施設で事業を営んでいるものを除く。）

- ①創業5年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の者であること。
- ②大学が有する研究成果若しくは特許を活用し、又は大学と共同研究等を行った者であること。
- ③区内に本店登記があること。
- ④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は、法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。
- ⑤他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

補助対象事業

- ①先端的な技術等に基づく事業
- ②地域課題や社会課題の解決を図る事業

申請受付期間

2025年9月1日（月）から2025年10月17日（金）まで
※補助対象者は審査会で審査の上、決定します。（12月実施予定）

注意事項

上記内容は予定であり、変更になる場合があります。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007765.html>



【文京区】区内での創業を応援します!

チャレンジショップ支援事業

区内の空き店舗において創業される方等に、家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助

店舗月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談

中小企業診断士を3年間無料でお店へ派遣します。（計10回以内）

③地域貢献事業補助

チャレンジショップ認定者が、地域の魅力や価値の向上につながるイベントの実施又は新商品を開発した場合にその経費を補助します。（※認定1件あたり上限額10万円）

対象者

※以下のいずれかに該当することが必要です。

①区内の空き店舗において創業する個人及び法人

②文京区創業支援セミナー実践編又はテーマ特化編を受講後に区内で創業する個人及び法人

※2024年5月1日～2025年4月30日までに個人事業者の場合は税務署への開業届を、法人の場合は法務局へ法人設立登記を行った方が対象です。

※過去に同業種で経営経験のある方は対象外

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種は対象外

補助対象事業

※以下のいずれかに該当することが必要です。

①飲食業、小売業、サービス業等、来街者の増加を促進する事業

②子育て支援、高齢者支援等、地域住民の生活の利便性を高める事業

申請期間

①家賃補助・経営相談

2025年4月1日（火）～5月16日（金）

※補助対象者は審査会で審査の上、決定します。

②地域貢献事業補助

2025年4月1日（火）～2026年2月27日（金）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173 FAX 03-5803-1936

※過去に認定された店舗情報を掲載しています。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005160.html>



【文京区】新たな知識やスキルの習得を支援します！

リカレント教育課程等受講料助成金

文京区では、結婚、出産、育児等により離職された方、非正規雇用の方、個人事業者の方を対象に、人材の育成、職業能力の開発等につながる教育課程・講座を受講される際の受講料の一部を助成します。是非ご活用ください。

※リカレント教育…何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育のことです。

対象者

65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

- (1)個人事業主として事業をされている方（ただし、個人事業の他に会社その他の法人との雇用関係がある方等は対象外）
- (2)就労経験があり、現在は就労していない方
- (3)非正規雇用（期間の定めのある雇用契約）で就業中の方

補助対象事業

助成対象課程・講座：受講開始から2年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座

助 成 額：受講料の2分の1を助成します。
（※入試の検定料や入学金は助成対象外となります。）

※「月額1万円×受講期間の月数」の額が助成上限額となります。

※ 同種の助成金等を受給している場合は、当該額を除いた額が助成対象となります。

申請期間

2025年4月1日（火）から随時受付（先着順）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※教育課程・講座を受講する前の事前申請が必要となります。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005237.html>



【文京区】自社の状況にあった支援制度を簡単に検索できます！

補助金検索システム

文京区をはじめ、国や東京都等ではさまざまな補助制度を実施しておりますが、どの制度が活用できるかわかりにくいというお声もいただきます。

この補助金検索システムでは、簡単なチェックで自社の状況にあった補助金等を検索することができます。

手順はカンタン！（パソコン、タブレット、スマホでできます！）

補助金・助成金が適用されるなら
実施したい取り組みを教えてください。

「事業」を成長・改善するために実施したいこと

一括チェック

- ☐ 新事業を立ち上げた（または近頃新事業を開始したばかり）
- ☐ ITツールを導入し、社内をDX化していきたい
- ☐ システム開発を発注したい
- ☐ 会計・経理・インボイス関連ソフトを導入したい
- ☐ 広告出稿・ホームページ制作・動画を作りたい
- ☐ ECサイトを立ち上げたい
- ☐ 機械設備や内装工事を発注したい
- ☐ 太陽光発電や蓄電池、空調設備を導入したい

①入力項目にチェック
該当する箇所をチェックを
入れて検索するだけ

文京区の支援制度をご活用ください

文京区内の中小企業者をご活用できます。

お気軽にお問い合わせください。
中小企業支援員による訪問相談（無料）も実施しております。

※文京区の補助金は、文京区内に登記上の本店所在地（法人）、または事業所（個人事業主）があることが条件となります。

【文京区】持続可能性向上支援補助金（生産性向上設備）

自 営 業 者 一 人 独 資 公 司

生産性向上につながる設備投資に係る費用の一部を補助します。

【対象事業】生産性向上に資する機械・器具・器具、備品、ソフトウェア、事業用車、構築物等の整備の導入

②その場で結果を表示
補助金の最新情報が表示されます。

会社概要をご入力ください

※お問い合わせ先は、文京区中小企業支援員です。お問い合わせの際は、お問い合わせ番号をお知らせください。

お問い合わせ先は、文京区中小企業支援員です。お問い合わせの際は、お問い合わせ番号をお知らせください。

お問い合わせ先は、文京区中小企業支援員です。お問い合わせの際は、お問い合わせ番号をお知らせください。

お問い合わせ先は、文京区中小企業支援員です。お問い合わせの際は、お問い合わせ番号をお知らせください。

③そのまま相談依頼ができます
文京区中小企業支援員による訪問
相談（無料）等について、ご連絡
いたします。

☆2つの相談方法が利用できます！

・文京区中小企業支援員の訪問相談（無料）

文京区の補助金については、企業OBの文京区中小企業支援員が訪問相談をお受けします。補助金のほか、経営相談、融資制度、セミナー・イベントのお知らせなど様々なご相談に対応いたします。

・株式会社ライトアップの無料相談

国の補助金については、本サイト運営事業者である（株）ライトアップが無料相談をお受けします。

（株）ライトアップでは、無料相談に引き続いて、申請のサポートを有料で実施しております。

お問い合わせ先

文京区 区民部 経済課 産業振興係
☎ 03-5803-1173（直通） FAX 03-5803-1936
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005127.html>

